

特集

所得税 住民税 の申告

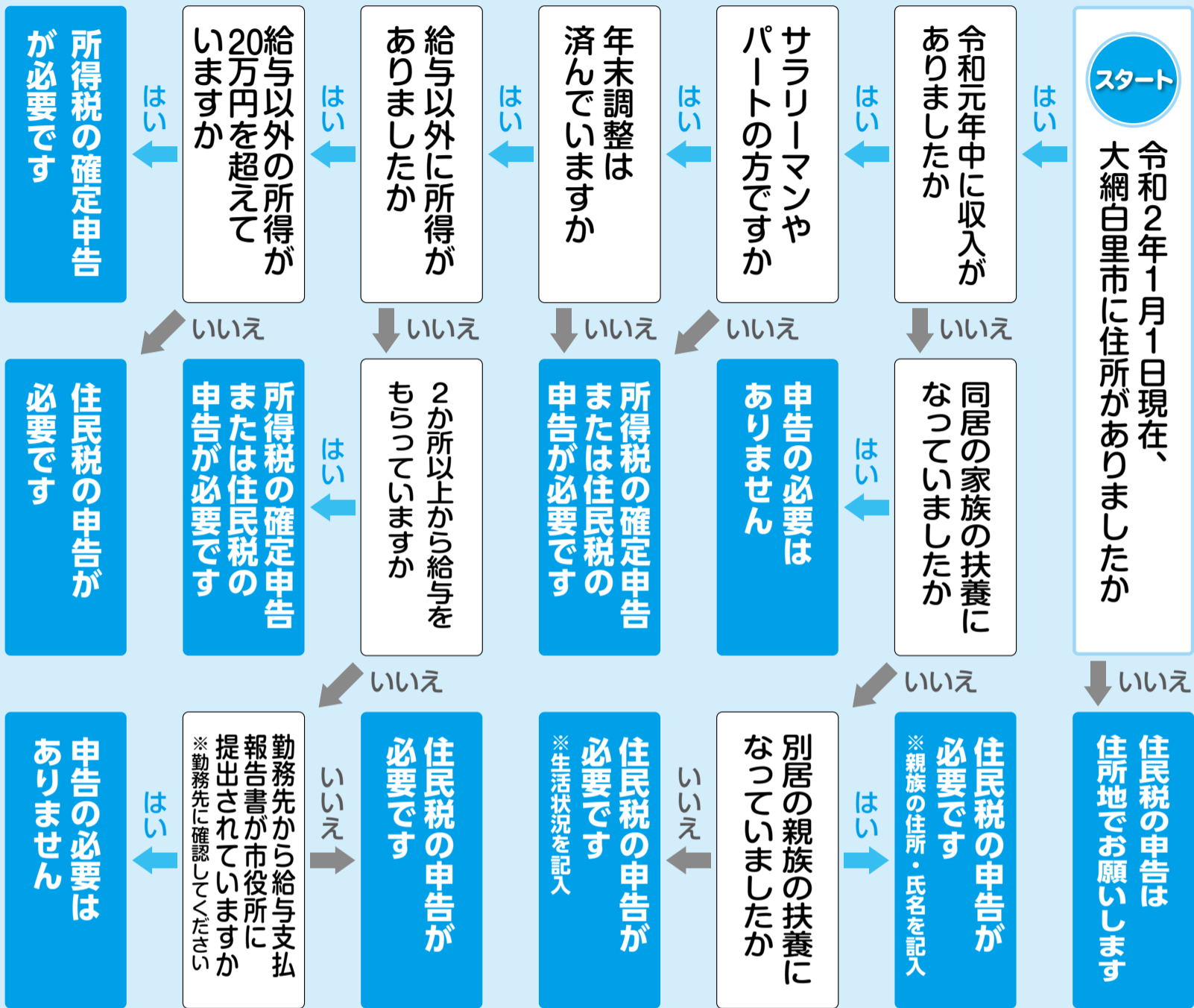
2月17日(月)～3月16日(月) (土・日および2月24日(月)を除く)は 申告・相談受付期間

●所得税の確定申告に関する問い合わせ 東金税務署 ☎0475(52)3121
●住民税の申告に関する問い合わせ 税務課市民税班 ☎0475(70)0321

※市で行う申告相談会場は、中央公民館1階講堂および農村環境改善センターいずみの里です。

あなたは所得税や住民税の
申告をする必要があるでしょうか？

※この図は一例です。詳細は問い合わせください。



所得税の申告が必要な方

- 令和元年度の各種所得金額の合計が配偶者控除・扶養控除・基礎控除・そのほかの所得控除の合計額を超える次の方
- 商売をしている方（工業・農業・自由業等の事業から生ずる収入のある方）
- 土地・建物などの賃貸料や権利金等の収入のある方
- 土地や建物などを売った方
- 給与収入がある次の方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与以外の所得が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 令和元年の途中で退職した後、就職をせず、年末調整を受けなかった方

還付申告をする方

給与所得者のうち、年末調整により納税が完了しているのに該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。

- ※年末調整ですでに控除されている場合は除きます。
- マイホームを10年以上のローンで取得した場合（住宅借入金等特別控除）
 - 多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
 - 災害や盗難に遭った場合（雑損控除）
 - また、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告書の提出を要しない方であっても、所得税の還付を受ける場合は確定申告書の提出が必要となります。

白色申告の方も 収支内訳書の添付を

白色申告をする方の中で、事業所得（営業・農業）および不動産所得のある方は、令和元年度の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。

申告に必要なもの

- 印かん
- マイナンバーカード（お持ちでない方は通知カードと運転免許証等顔写真身分証明書）
- 給与・年金所得者は源泉徴収票（原本）
- 事業（営業・農業）所得および不動産所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
- 国民健康保険・国民年金・介護保険・任意継続社会保険の支払いのある方は領収書
- ※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要となります。
- 生命保険料・地震保険料などがある方は保険料控除証明書
- 寄附金控除のある方は証明書
- 令和元年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、購入者本人の住民票・登記事項証明書・売買契

申告書にはマイナンバーの 記載が必要です

確定申告書や住民税申告書等には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

申告書提出の際に本人確認を行いますので、申告される本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

＜本人確認書類＞
▼マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方
マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。また、ご自宅からe-taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

▼マイナンバーカードをお持ちでない方
「番号確認書類」と「身元確認書類」が必要です。
・番号確認書類（次のうちいずれか1つ）
●通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書等
・身元確認書類（次のうちいずれか1つ）
●運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等の顔写真身分証明書

※本人の代理で申告する場合は、本人からの委任状（法定代理人の場合は戸籍謄本等）、代理人の身分証明書、本人の番号確認書類の写しが必要です。

